

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会  
今後の整備新幹線の貸付のあり方に関する小委員会（第2回）  
議事概要

1. 日時：令和7年12月11日（木）15：00～17：00（WEB形式と対面形式の併用）

2. 場所：中央合同庁舎3号館10階 共用会議室

3. 出席者：

【委員長】山内委員長

【委員】家田委員、岩倉委員、奥田委員、河野委員、熊谷委員、宮島委員、大串委員（WEB）

4. 議事

（1）今後の整備新幹線の整備等について

（2）JR各社ヒアリング（JR東日本）

5. 議事概要

・事務局より、今後の整備新幹線の整備等について、資料に基づき説明を行った。

・JR東日本のヒアリングを行った。

（ヒアリングの際の主な質疑）

○整備新幹線について

・JR東日本としては、今後、国が政策として整備新幹線を整備していくことは必要と考えているのか。その財源として、将来の国民の負担も含めて賄っていくことについて、どのように考えるか。

→弊社は、（既設新幹線の譲渡を受けた対価の未払分である）3号債務、貸付けを受けている区間の30年目までの貸付料を支払う。整備新幹線は国家プロジェクトとして、財源を確保することになると考えている。

・既設新幹線購入費用は買い取った対価なのだから支払うのは当たり前であり、貸付料とは全く別物なのに同列に扱っているのはミスリーディングではないか。

→整備新幹線建設に関して、弊社が支払うことが決定している額をセットで示している。

・仮に自社で整備新幹線を建設した場合、建設費は、金利負担分を考えればもっとかかるまい。これとJR東日本が支払った譲渡収入・貸付料を比較するのは適切ではないのではないか。

→整備新幹線建設は国の施策であり、国鉄改革の経緯から自社での整備新幹線の建設を想定したことはない。

・他社の路線の整備も含め、新幹線がよい方向となるように考えるとよいのではないか。

→整備新幹線の計画は国が作ったものではあるが、弊社は他の営業主体への出向などできる形での応援は行ってきた。引き続き、新幹線サービスを磨いていくという観点で他の営業主体とも連携してやってまいりたい。建設費については、平成3年の確認事項と整合させながら検討していくものと考えている。

○契約方法（契約期間等）について

・JR東日本としては、貸付料の支払いは30年間であり、以降は維持管理費のみ支払うという認識なのか。

→平成3年に、31年目以降は施設の状態に見合った維持管理費等に要する費用を支払う旨、当時の運輸省と弊社とで合意した。

- ・新しい賃付料の体系が受け入れられない場合、営業主体を変更する可能性はあると考えているか。  
→今の全幹法のルールでは想定されておらず、お客さまのことを念頭に、継続してオペレーションしていくことが第一に立つべきと考えている。

#### ○賃付料の算定方法、算定範囲について

- ・30年前と今では、足の長さが大きく変化（幹線鉄道ネットワークの拡大に伴って交流圏が大きく拡大）しており、つながっている線区の受益について、会社が異なると收受されないのは国民の納得が得られないのではないか。  
→開業の都度、弊社の経営判断が及ばない線区まで賃付料を負担するのは難しいと考えている。
- ・30年間で施設は古くなっており、物価、労務費、金利も上昇しているため、維持管理費のみとしても、結果的に今の額よりも増えることは想定していないのか。  
→一般的には、施設が古くなれば維持管理費も上がることになる。開業後30年間に毎年お支払いする金額を上限に設けたと、過去に確認しているものと考えている。
- ・賃借人を保護する借地借家法でさえ、経済情勢を踏まえて賃料を見直せるものとしており、過去に上限を確認していたとしてもそれに拘束されるものではないのではないか。  
→将来どうしていくかということは当然議論していくこととなるが、議論の出発点は平成3年に確認した事項であると考えている。
- ・金沢・敦賀間の根元受益をとれていれば、その分財源が増え、敦賀・新大阪間がもっと早く開業していたのではないかという点もあり、他社線区が自社線区の受益と関係ないというロジックは国民に受け入れられないのでないか。  
→自社の受益を他社区間の建設費に充てるということが、弊社のご利用者の理解を得られるか極めて慎重に考える必要があると考えている。
- ・賃料改定では、「事情変更」と「諸般の事情」を考慮して決めるが、30年経過した中でどのように反映させていくのか。  
→平成3年の合意は現在も法的に有効であり、それを出発点として議論をしていく必要があると考えている。

#### ○大規模改修について

- ・大規模改修は家主である国が行うべきとしつつ、高速化などの改良は自らやっているが、どう切り分けるのか理念が不明確ではないか。  
→るべき姿について当社の考えをしっかりと主張すべきということで理解した。なお、新幹線の高速化は、弊社が提供するサービスを磨いていくことを目的として行っている。
- ・賃借人の原状回復義務の考え方を前提にすると、賃貸人が賃料で回収してきている費用については賃料とは別に賃借人が負担する必要はなく、大規模修繕を賃貸人側で行うのだとすれば賃料に含めるということになるが、これは整備新幹線にも当てはまるのではないか。一方で、賃付料に関しては、そういった考えにはなっていないことについて、どのように考えるか。  
→ご指摘の点について、今後の議論において整理していくかを考えていく必要がある。31年目以降は受益とは違う考え方でお支払いすることを合意していると考えている。